

特別職とは？

●特別職とは・・・
自治体の市町村長、助役、
収入役、監査委員、議会
議員、農業委員会の委員、
選舉管理委員会の委員な
どです。
また、消防団員も非常勤
の特別職となります。

特別職の報酬等については、第十六回協議会における「特別職等の身分の取扱い」の提案や、「特別職等の報酬の額は、現行報酬額及び同規則の自治体の例をもとに合併までに調整するものとする」と確認されています。

今回は、「この確認を受け、学識委員による小委員会を設置し、合併後の特別職の報酬を審査・審議する」とされ採用されました。

協議の結果、提案となり確認されましたので、今後、小委員会で審議後、協議会に提案される形になります。

特別職の報酬等に関する小委員会設置について

協議第五十六号(新規提案)

特別職の報酬等に関する 小委員会設置規程について

協議第五十六号(新規提案)



▲協議会の様子

第26・27回合併協議会

9月2日(火)熊本県八代総合庁舎
10月12日(火)

『新市の市章』候補5点 『各種福祉制度の取扱い』 などを提案

新市の市章選定小委員会

経過報告

十月七日ご開催された第十六回

市の市章選定小委員会の協議状況が

米村委員より報告されました。

小委員会では、協議会への市章の提

案数について協議が行われ、アサイン、

会社からの報告のあった五点全てを審

査するところが確認されました。

また、最終入札の落札方法も併せて

報告すべきとの意見が出され、先進地の状況では、協議会委員による投票方式を採用されているところが多かったから、八代地域においても投票方式を採用されるよう小委員会が希望書が提出されることになりました。

また、「最終入札の落札方法も併せて報告すべき」との意見が出され、先進地の状況では、協議会委員による投票方式を採用されているところが多いことから、八代地域においても投票方式を採用されるよう小委員会が希望書が提出されることになりました。

新市の市章について

協議第五十五号(新規提案)

新市の市章について

投票を受けた協議会委員会の方々が、

市章は重要なものであるため、市町

村に持ち帰らせて欲しい、「小委員

会の提案を尊重して、」など決定する

べき」「一鹿町町村に持ち帰らせて
ほしい」など決議されました。

また、「市町村に持ち帰らせて
ほしい」など決議されました。

さらに「市町村に持ち帰らせて
ほしい」など決議されました。

また、「市町村に持ち帰らせて
ほしい」など決議されました。

また、「市町村に持ち帰らせて
ほしい」など決議されました。

また、「市町村に持ち帰らせて
ほしい」など決議されました。

新市の市章選定小委員会協議経過

第1回 平成16年4月19日

- 委員長に米村佳子氏、副委員長に原田一誠氏が選出
- 折合の作業に関する研修会実施

第2回 平成16年8月16日

- 新規開票 H16.8.1~H16.7.30
- 投票者数 2,145名
- 投票率 1.029人

第3回 平成16年9月6日

- 市町の選定方法を再検討
- 第1回投票者 2,145名 → 2,304名
- 選出された作品については、デザイン会社に寄付再検討

第4回 平成16年10月7日

- デザイン会社からの最終得票 568
- 第2回投票者 2,304名 → 674名
- 第3回投票者 874名 → 40名

デザイン会社による競り込みと投票マークのチェック(企画・実施者など)

第5回 平成16年10月12日

- デザイン会社からの最終得票 568
- 投票合計 2,304名 → 674名
- 第3回投票者 874名 → 40名

投票合計 2,304名 → 674名

投票合計 874名 → 40名

第26・27回協議事項

協議第五十七号(新規協議)

行政区・行政運営協議の
取扱いについて

前回の協議の日付が2018年4月26日(火)です。
その他の協議は2018年5月15日(火)です。
この回の協議は2018年5月22日(火)です。
この回の協議は2018年5月22日(火)です。

第27回協議会

八代地域市町村合意協議会より

協議第五十一号(新規協議)

各種福祉制度の
取扱いについて

八代地城六市町村に現在ある四百八十九の行政区の区域、名称、市長協力員、区長及び課長の名前及び職務内容等について検査されました。

委員からは、「行政区の差幅にあたるは、受け持ち区域など地理的条件の配慮が必要ではないか」との意見が出され、「再編に際しては、資源の状況を踏まえ十分検討を行う」との見解が行われ、協議の結果、全会一致で確認されました。

各月初日の入所定員の属する世帯の階層区分		17年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
第1	生活保護法による被保護世帯 (単純世帯を含む)	0	0	0	0	0	0
第2-1	第1階層及び 第4-7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0	0	0	0	0
第2-2	市町村民税非課税世帯で子供父子等又は身障世帯等	6,000	4,000	5,000	5,500	6,000	6,000
第3-1	2-1以外の市町村民税非課税世帯	4,000	3,000	3,500	4,000	4,000	4,000
第3-2	尚等割額のみ所得割額のない世帯	12,000	9,000	10,000	11,000	11,500	12,000
第4-1	所得割額がある世帯	13,000	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000
第4-2	32,000円未満	19,000	17,000	15,000	16,000	17,000	18,000
第5-1	32,000円以上 64,000円未満	22,000	20,000	18,000	19,000	20,000	21,000
第5-2	64,000円以上 112,000円未満	28,000	25,000	20,000	19,000	21,000	22,000
第6	112,000円以上 160,000円未満	31,000	27,500	28,000	29,000	30,000	31,000
第7	160,000円以上 208,000円未満	34,000	30,000	32,000	33,000	34,000	35,000
	208,000円以上	36,000	32,000	34,000	35,000	36,000	37,000

素③ 素④

各月初日の入所定員の属する世帯の階層区分		17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度
第1	生活保護法による被保護世帯 (単純世帯を含む)	0	0	0	0	0	0
第2-1	第1階層及び 第4-7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0	0	0	0	0
第2-2	市町村民税非課税世帯で子供父子等又は身障世帯等	4,000	5,000	6,000	4,500	5,500	6,000
第3-1	2-1以外の市町村民税非課税世帯	3,000	3,500	4,000	3,500	4,000	4,000
第3-2	尚等割額のみ所得割額のない世帯	9,000	10,500	12,000	10,000	11,000	12,000
第4-1	所得割額がある世帯	11,000	12,000	13,000	11,500	12,500	13,000
第4-2	32,000円未満	15,000	17,000	19,000	14,000	16,000	17,000
第5-1	32,000円以上 64,000円未満	18,000	20,000	22,000	17,000	19,000	20,000
第5-2	64,000円以上 112,000円未満	20,000	24,000	28,000	19,000	22,000	25,000
第6	112,000円以上 160,000円未満	28,000	29,500	31,000	23,000	25,500	27,500
第7	160,000円以上 208,000円未満	30,000	32,000	34,000	25,000	27,500	30,000
	208,000円以上	32,000	34,000	36,000	27,000	29,500	32,000

八代地城六市町村に現在ある四百八十九の行政区の区域、名称、市長協力員、区長及び課長の名前及び職務内容等について検査されました。

委員からは、「行政区の差幅にあたるは、受け持ち区域など地理的条件の配慮が必要ではないか」との意見が出され、「再編に際しては、資源の状況を踏まえ十分検討を行う」との見解が行われ、協議の結果、全会一致で確認されました。

現在六市町村で実施されている各種福祉事業のうち、敬老会・乳幼児医療費助成・保育料の取扱いについて検査されました。

協議では「保育料について調整案がまとめて検査されているが、該社資本にある案(6月)の算定基準をより化したい」との意見が出され、資料を用いて説明が行われました。

各種福祉制度については、生民の関心の高い項目でもあり、特に保育料については調査率が低く手が伸びておらず、そのため、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されるようになりました。

第26回協議会

各種福祉制度の取扱いについて

各種福祉制度の取扱いについて

(1) 調査率の算出基準が「当分の間、中華人民共和国実業部の基準」として、六市町村が各自の実情に応じて、自らの改定を行なうべきである旨の見解を示すものとし、改正は各地区の導入に問題はない。

(2) 調査率の算出基準が「当分の間、中華人民共和国実業部の基準」として、六市町村が各自の実情に応じて、自らの改定を行なうべきである旨の見解を示すものとし、改正は各地区の導入に問題はない。

(3) 調査率の算出基準が「当分の間、中華人民共和国実業部の基準」として、六市町村が各自の実情に応じて、自らの改定を行なうべきである旨の見解を示すものとし、改正は各地区の導入に問題はない。

(4) 調査率の算出基準が「当分の間、中華人民共和国実業部の基準」として、六市町村が各自の実情に応じて、自らの改定を行なうべきである旨の見解を示すものとし、改正は各地区の導入に問題はない。

* 調査率については、次のページ

(1) 調査率の算出基準が「当分の間、中華人民共和国実業部の基準」として、六市町村が各自の実情に応じて、自らの改定を行なうべきである旨の見解を示すものとし、改正は各地区の導入に問題はない。

(2) 調査率の算出基準が「当分の間、中華人民共和国実業部の基準」として、六市町村が各自の実情に応じて、自らの改定を行なうべきである旨の見解を示すものとし、改正は各地区の導入に問題はない。

(3) 調査率の算出基準が「当分の間、中華人民共和国実業部の基準」として、六市町村が各自の実情に応じて、自らの改定を行なうべきである旨の見解を示すものとし、改正は各地区の導入に問題はない。

(4) 調査率の算出基準が「当分の間、中華人民共和国実業部の基準」として、六市町村が各自の実情に応じて、自らの改定を行なうべきである旨の見解を示すものとし、改正は各地区の導入に問題はない。



ムニツノタケル(八代守)

第2回

六市町村で実施されている一般廃棄物(可燃ごみ・資源ごみ)の処理区段や「み袋(有料指定袋)」の取扱いについて提案されました。

協議では「み袋は、一年間の延滞が発生しているが、合併と同時に不公平感がないよう」、使用する袋を統一すべきではないかとの意見が出されました。

協議の結果、一丘市町村に跨る納り、次回の協議会で協議されることになりました。

二、政治問題

「み取集運徹査の取扱いについて」 第26回協議会

卷之三

ひき取る連絡業務の取扱い	
（1）	「一 設備機器の出荷回数」「二 お預り金額」
（2）	「一 平成廿九年(丙) 一日から、不備 物の返却は実施しないこと。 二 一 製造業者(いたる販賣店、直 接販売店、取次店、代理店十箇所、 書店、新聞社、雑誌社)へロット区分 にて発送する。」
（3）	「一 未開封状態で販売店に提出する 時、包装箱に付属の説明書(一冊) 並びに専用袋(袋内に同梱する)を 別途添付する。」
（4）	「一 未開封状態で販売店に提出する 時、包装箱に付属の説明書(一冊) 並びに専用袋(袋内に同梱する)を 別途添付する。」
（5）	「一 未開封状態で販売店に提出する 時、包装箱に付属の説明書(一冊) 並びに専用袋(袋内に同梱する)を 別途添付する。」

●6市町村ごみ搬出現況●

CW-四·林深處

区分	八代市	坂本村	千丁町	豊町	東福村	泉村
外寸法	大袋 W850×H800	W850×H800	W850×H800	W850×HT800	W850×H800	
	中袋 W505×H700	W505×H700				W450×H800
	小袋 W505×H600	W505×H550	W400×H600	W400×H600	W505×H700	
	事業所用 W505×H750					
販売価格	大袋 1kg-50円	1kg-50円	1kg-20円	1kg-15円	1kg-15円	
	中袋 1kg-30円	1kg-30円				1kg-20円
	小袋 1kg-20円	1kg-20円	1kg-10円	1kg-10円	1kg-10円	
	事業所用 1kg-203円					

三十六

取締役会



▲基本機能の構造(八代市)

六市町村で実施されている検診事業・子防援護事業・母子保健事業・救急医療体制の取扱いについて検討されましたが、
協議の結果、一旦市町村に持ち帰り、次回の審議会で協議される」となりました。

附錄卷之二

四

協議第五十八号(新規提要)

第2章

計画、木防護構造、災害対策本部、
防災行政無線、交通災害共済制度
について検察されまつた。

「ついで説教されました。委員からは、専門的災害に対するきめ細やかな対応が必要と考えられるが、体制はどうなるのか」「震害対策本部との連携はどのようにされるのか」などの意見が出されました。

事務局からは「新市においては広域となるため、当面は現行のとおりの体制で災害に対処する」「支所における組織構成や人員配置などの状況を考慮し、また、住民の安全の確保を最優先とし本府と支所の連携を検討する」などの説明が行われました。

協議の結果、一丘市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。

▲打赌龟壳地区智慧水滴净水管(图一)

上水道（給排水道）構造
の取扱いについて

八代市との工事交渉は、八代市、お本村、東陽町及び泉村の協議会道事務、坂本村の飲料水供給施設の取扱い、また、木立料金や給水工事の費用負担等について協議されました。

協議の結果、一旦市町村に持ち越され、次回の協議会で協議される」となりました。

卷之三

(1) 余市川流域水害事例(左)、
豊浦町(右)として防護施設の整備
がなされたことによる効果。
(2) 船木川入江及び船木川河口の
田舎町(左)における化市の
水害対策(右)。

卷之三

二三の事実

「『黒雲水道事業』について、次回の定期会議で報告する。」
（一）「代市：根本町」黒雲水道は今
本町黒雲水道事業部が運営している。
（二）「黒雲水道事業部は、今後も
黒雲水道事業を運営していく方針だ。

卷之二

第三回
萬葉の御宿に着て

白 告

卷二

と、口座振替制度について提案をされた。
事務局から、「納税組合について
法的な問題、プライバシーの問題
より廃止」、納付が確定な口座振替制度
度を推進していくことが説明され
した。

200

「この提案については、一旦市町を持ち帰り、次回の協議会で再度取り扱うことになりました。」

第十一章

起止页	第100页 - 第101页
日期	2013年1月1日
总页数	100
已装订	100
未装订	0
已装订率	100%
未装订率	0%
备注	

(III) 「代市交渉共済事業委員会」のことは、既に(1)

（）一八二市交通因害共済事業財團
調査報告に於いては、現行のじ
おりをもてて市町村が「八二市交
通因害共済保険の其供養施設会
及びその運営費の請求に基
づいては、必ず衡正止る」
は既に是の基金の取扱い
について、新市に於いて交通
安全教育開拓に専用するかの議
論題であるとの説明が行われ
た。協議の結果、「一旦町村に持
り、次回の協議会で協議される」と
になりました。

拾肆萬五十九号

第27回協議会 取扱いについて

人倫思想之研究

「二代目猿人種教育のための推進会議」において採択された「近代地場行動計画」を現行のところ、新市に引き継ぎ、人権教育や啓発活動を継続する。

第26・27回協議事項

協議事項十一～二号（協議日付）

地域審議会の設置について

八代地場市町村会議協議会より

は地域審議会から出された答申・意見について、最大限尊重するものとする。」の中の「最大限」は外した方がよ。

第26回協議会

この提案については、坂本村より「課長室内審の追加・修正の要望を受け、「一旦持ち帰って協議する」とになりました。

【書面回答の結果】

【八代市】

支所に予算編成権を与えることにようして、今まで新市の一体感が確保できないなど、要望の主旨が分りにくく、分科会で十分な再協議をして頂きたい。

【千丁町】

西茅野町の田舎・修正については、「市長は地域審議会から出された答申・意見等については、最大限尊重するものとする」という文言については、入れて頂きたい。

【西町】

所掌事務の追加・修正については、「一旦持ち帰る」という意見あり。「市長は地域審議会から出された答申・意見等については、最大限尊重するものとする」という文言については、入れて頂きたい。

【市長】

所掌事務の追加・修正については、「一旦持ち帰る」という意見あり。「市長は地域審議会から出された答申・意見等については、最大限尊重するものとする」という文言については、入れて頂きたい。

【坂本村】

支所に予算編成権を与えることについては、「市長は地域審議会から出された答申・意見等については、最大限尊重するものとする」という文言については、入れて頂きたい。

【中島会長】

中島会長から「支所委に合併後一括期間別別議」を配し、支所委の決議権を強化して頂きました」という要望については、現在、行政分科会で検討されているため、協議を見守っていくこととし、特別議を配すという要望がなされました。

【千丁町】

中島会長から「支所委に合併後一括期間別別議」を配し、支所委の決議権を強化して頂きました」という要望については、現在、行政分科会で検討されているため、協議を見守っていくこととし、特別議を配すという要望がなされました。

【西町】

中島会長から「支所委に合併後一括期間別別議」を配し、支所委の決議権を強化して頂きました」という要望については、現在、行政分科会で検討されているため、協議を見守っていくこととし、特別議を配すという要望がなされました。

【坂本村】

中島会長から「支所委に合併後一括期間別別議」を配し、支所委の決議権を強化して頂きました」という要望については、現在、行政分科会で検討されているため、協議を見守っていくこととし、特別議を配すという要望がなされました。

【東町】

中島会長から「支所委に合併後一括期間別別議」を配し、支所委の決議権を強化して頂きました」という要望については、現在、行政分科会で検討されているため、協議を見守っていくこととし、特別議を配すという要望がなされました。

【西茅野町】

中島会長から「支所委に合併後一括期間別別議」を配し、支所委の決議権を強化して頂きました」という要望については、現在、行政分科会で検討されているため、協議を見守っていくこととし、特別議を配すという要望がなされました。

【市長】

所掌事務の追加・修正については、「一旦持ち帰る」という意見あり。「市長は地域審議会から出された答申・意見等については、最大限尊重するものとする」という文言については、入れて頂きたい。

は取り下げた」としました。

また、「八代地場分権型社会システムに対する意見」については、「住民自治組織のあり方」について合併協定項目に加えて頂きました」という要望がありました。

ここから、「取り下げたい」という説明がありましたが、

また、「八代地場分権型社会システムに対する意見」については、「住民自治組織のあり方」について合併協定項目に加えて頂きました」という要望がありました。

◆協議結果を導入

中島会長から「地域審議会の設置事項の追加・修正については、企画分科会で検討を行うこととして、八代地場分権型社会システムに対する意見については、入れて頂きました。

●各市町村の協議結果を受付

坂本村からの発言●

所掌事務の追加・修正については、「一旦持ち帰る」という意見あり。「市長は地域審議会から出された答申・意見等については、最大限尊重するものとする」という文言については、入れて頂きました。

協議事項十一～三号（協議日付）

新市建設計画の実施について

八代地場市町村会議協議会より

は地域審議会から出された答申・意見について、最大限尊重するものとする」との報告があり、次回協議されることがあります。

市町村の協議結果が全て検討中でありますため、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになります。

◆第26回協議会

市町村の協議結果が全て検討中でありますため、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになります。

●第26回協議会

